

審 議 結 果 速 報

(令和 3 年10月11日)

陳 情 3 年 総 務 第 2 3 号

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年－23 (R3.09.13)	総 務	ファミリーシップ制度の導入について	不 採 択 (R3.10.11)
▶陳情事項 鳥取県において、ファミリーシップ制度の導入を実現すること。			

▶陳情理由

鳥取県人権尊重の社会づくり条例ではその中に「性別、性的指向、性自認（中略）を理由にする差別その他の人権に関する問題への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする」とある。

上記を踏まえ、SOGIE（Sexual Orientation & Gender Identity Expression；性的指向と性自認、どのような性表現をするのか）にかかわらず、すべての県民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合えるまちをつくるためにファミリーシップ制度の導入を実現していただきたいと考える。SOGIEは性的マイノリティのみならず、すべての人の性的指向を指す言葉である。この制度の導入により、どのようなSOGIEであっても、誰もが自身の人生をパートナーやその子どもと、家族として安心して暮らすことのできるまちの実現を切望するものである。

まず、この制度の導入を求める理由としては、婚姻以外にパートナーやその子どもと家族としての関係を社会的に認められる法律がないことにある。社会的に認められないことによる具体的な問題としては以下のとおりである。

- (1) 医療機関において家族として対応できない
 (例) パートナーや子どもの病状説明や入院手続きの対応
- (2) 公営住宅や民間の賃貸住宅への入居拒否
- (3) 勤務先等での家族としての福利厚生を受けられない

以上のことなどがあげられる。ファミリーシップ制度を導入したとしても、あくまで制度であり、法的な効力はないため、遺産相続などは別の対応が必要であるが、社会的に認められる証明のひとつになることは当事者にとって大きな意義を持つと考えている。

また、鳥取県が作成した『多様な性を理解し行動するための職員ハンドブック』には性的マイノリティがライフステージごとに直面する困難として、青年期には「パートナーとの関係を家族に伝えられない、社会的に認められない」、高齢期には「パートナーとの死別に係る困難（葬儀参列不可）」などが挙げられている。これらの問題に対する具体的な対策はハンドブックには書かれていないが、ファミリーシップ制度の導入で解消できる問題があることは確かである（ハンドブックでは鳥取県職員の同性パートナーに対する福利厚生は認められている。）。

県内の状況としては、平成30年に米子市ではパートナーシップ制度の導入に関する陳情が採択され、また今年に入り境港市も将来的なファミリーシップ制度を見据え、パートナーシップ制度の導入を決めたとの報道がなされているところであるが、県庁所在地である鳥取市をはじめとした他の市町村においては未だその動きがみられない。全県にわたり同様の制度が適用されれば、当事者は発行されたファミリーシップ証明書

を携帯することで県内どこでも同一の効力を発揮することとなる。

上記の理由から、婚姻という既成の法律・制度に取り残され、従来の家族制度に当てはまらない人々が家族として生きられる、新しい家族のあり方として、選択肢を増やせられるような制度を導入していただきたいと考える。

▶提出者

鳥取市 個人

▶所管委員長報告（R3.10.11本会議）会議録暫定版

本県では、本年4月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を改正し、「性別、性的指向、性自認等あらゆる事由を理由とする差別を禁止するとともに、人権に関する問題への取組を推進し、人権が尊重される社会づくりを図る」ことが盛り込まれました。

そして、同性パートナーシップ制度という形によらず、実質的に同性パートナーの方も等しく県の行政サービスを受けられるよう、県立病院での家族面会及び医療同意、県営住宅への入居などを可能にする取組を行うとともに、性的マイノリティの人権に関する啓発等に力を入れています。

併せて、当事者が抱える生きづらさの支援の在り方を検討しているところであるため、不採択と決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

総務部（人権局人権・同和対策課）

【現 状】

- 1 ファミリーシップ制度とは、同性パートナーシップ制度（※）を拡充したもので、同性カップルの子どもも家族として公に認める制度。
令和3年1月、兵庫県明石市が全国で初めて導入し、同市を含む7市区で導入が進んでいる。
※同性パートナーシップ制度とは、同性カップルに対して、二人のパートナーシップが婚姻と同等である等の関係を公に認める制度。
- 2 なお、全国110以上の自治体で導入されている同性パートナーシップ制度は、パートナーが親として認められず保育園に通う子どもの引き取りを断られる事例があることから、同性カップルの子どもも家族として公認できるようにしたファミリーシップ制度の導入に向けた動きがある。
＜全国の状況＞
 - （1）導入自治体・・・7市区（兵庫県明石市（R3.1）、徳島県徳島市（R3.2）、東京都足立区（R3.4）、愛知県豊田市（R3.7）、福岡県古賀市（R3.7）、埼玉県入間市（R3.9）、徳島県三好市（R3.9））
 - （2）導入予定自治体・・・1市（埼玉県鴻巣市）
 - （3）導入検討自治体・・・2市（鳥取県境港市、香川県三豊市）
 ＜県内の状況＞
 - ・県内で導入している自治体はない。
 - ・境港市はパートナーシップ制度を本年度中に導入し、将来的なファミリーシップ制度への拡充について今後検討することを予定。

【県の取組状況】

- 1 本県では、令和3年4月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を改正し、「性別、性的指向、性自認等あらゆる事由を理由とする差別を禁止するとともに、人権に関する問題への取組を推進し、人権が尊重される社会づくりを図る」と規定した。
- 2 県では、同性パートナーシップ制度という形によらず、実質的に同性パートナーの方にも等しく行政サービスを受けていただけるよう取組を行うとともに、性的マイノリティの人権に関する啓発にも力を入れており、性的マイノリティの理解促進、当事者が抱える生きづらさの支援の在り方を検討している。
 - 〈行政サービス等に係る取組〉
 - ・県立病院：同性パートナーについて家族面会、医療同意を可能としている
 - ・県営住宅：同性パートナーの入居を可能としている
 - ・県職員制度：同性パートナーがいる職員に対して休暇（結婚休暇、介護休暇）、各種手当（扶養手当、単身赴任手当）等事実婚と同様に適用
 - 〈啓発・支援等〉
 - ・性的マイノリティの理解を深めるシンポジウム開催
 - ・性的マイノリティ支援相談員人材育成研修
 - ・コミュニティスペースの運営支援（鳥取市（R3.1開設）、倉吉市（R3.8開設）、米子市（R3.9月開設予定））

